

令和4年8月4日
河川部 河川計画課

学識経験者から信濃川水系の河川整備計画変更についてご意見を伺います ～第6回信濃川水系流域委員会の開催～

北陸地方整備局では、信濃川・千曲川で広域にわたって甚大な被害が発生した令和元年東日本台風洪水を契機に、河川整備計画の変更に向けた検討を進めてきたところです。

令和3年6月に上、中、下流の流域委員会各部会にて、河川整備計画(変更原案)に対する関係住民から頂いたご意見と回答について学識経験者にご説明し、ご意見をいただきました。

今般、各部会でのご意見について報告を行い、学識経験を有する皆様からご意見を伺うため、「第6回信濃川水系流域委員会」を下記のとおり開催します。

記

【第6回信濃川水系流域委員会】

- 日 時： 令和4年8月9日(火) 13時00分～15時00分
場 所： 新潟県自治会館 本館2階 201会議室 (別紙1)
住所：新潟県新潟市中央区新光町4番地1
委 員： 別紙2のとおり
内 容： ・第3回部会開催概要(報告)
・第3回部会でのご意見と回答、及びご意見を踏まえた対応について
・信濃川総合水系環境整備事業の事業再評価審議のための
流域委員会規約改正(案)について
・その他

(委員会の傍聴について)

- ・会議は、公開で行います。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**会場での傍聴は事前登録制**とさせていただきます。また**WEB上での傍聴も可能**です。詳細は別紙3をご確認ください。
- ・本会議資料及び議事概要は、後日、以下の北陸地方整備局ウェブサイトに掲載予定です。
- ・前回までの会議資料及び議事概要は、同ウェブサイトに掲載しています。

<https://www.hrr.mlit.go.jp/shinage/shinano-plan/ryuiki/index.html>

【同時記者発表クラブ】

新潟県政記者クラブ
新潟県政記者クラブ
長野市政記者クラブ
長野県庁会見場
長野市政記者会
日本工業経済新聞社 長野支局
その他専門紙各社

【問い合わせ先】

国土交通省 北陸地方整備局
河川部 河川計画課 課長 高橋 恵理
電話：025-280-8958(河川計画課直通)
FAX：025-370-6976

○会場案内図

新潟県自治会館 本館2階 201会議室
〒950-0965
新潟県新潟市中央区新光町4番地1



出典:国土地理院 HP

信濃川水系流域委員会委員名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職 等	備 考
衛藤 俊彦	長岡工業高等専門学校 環境都市工学科 准教授	
鈴木 聖二	元 新潟日報社 論説編集委員 室長	
豊田 政史	信州大学 工学部 水環境・土木工学科 准教授	
西俣 先子	長岡大学 経済経営学部 准教授	
平林 公男	信州大学 繊維学部 応用生物学科 教授	
松田 曜子	長岡技術科学大学 環境社会基盤系 准教授	
丸井 英明	新潟大学 名誉教授	委員長
安田 浩保	新潟大学 災害・復興科学研究所 准教授	
吉谷 純一	信州大学 工学部 水環境・土木工学科 教授	
陸 旻皎	長岡技術科学大学 環境社会基盤系 教授	

※五十音順、敬称略

第6回信濃川水系流域委員会の開催について (傍聴希望者・報道関係者の方へ)

1. 委員会の傍聴について

(会場での傍聴をご希望の場合)

会場での傍聴をご希望の場合は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から下記のとおりとさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

- ・会場での傍聴可能者数は制限を設け、事前登録制・先着順とします。
- ・会場での傍聴をご希望される方は、8月8日(月)12時までに本記者発表資料の「別紙4」にご記入の上、「別紙4」に記載のFAX番号に送付、もしくはメールに下記の必要事項を記入いただき、下記アドレスまで送信ください。
- ・当方で傍聴登録が完了し、会場での傍聴が可能となった場合は、「別紙4」またはメールにご記入いただいた連絡先(電話番号・メールアドレス)へ事務局より傍聴登録が完了した旨、ご連絡致します。
- ・上記期限よりも前に傍聴可能者数に達した場合は、会場での傍聴の募集を締め切ります。その際は「信濃川水系河川整備計画のホームページ」「北陸地方整備局のホームページ」にその旨掲載致します。
- ・会場での傍聴募集締め切り後は、WEB会議システム「Zoom」による傍聴をご案内します。

※会場での傍聴をご希望される方は、メール件名に 会場希望 と記載ください。

件名：【会場希望】第6回信濃川水系流域委員会

本文：氏名(ふりがな)、所属、連絡先(電話番号・メールアドレス)

送付先：hrr-232001@mlit.go.jp

(WEBによる傍聴をご希望の場合)

- ・WEB会議システム「Zoom」によるWEB上での傍聴が可能です。
- ・通信回線等の都合上、傍聴の接続は1人・1社(団体)につき1回線までとさせていただきます。
- ・WEB傍聴を希望される方は、8月8日(月)12時までに、メールに下記の必要事項を記入いただき、下記アドレスまで送信ください。折り返し、事務局より開催当日の午前10時目途にWEB会議傍聴用URLおよび会議資料をメールにて送付します。

※WEB傍聴を希望される方は、メール件名に WEB希望 と記載ください。

件名：【WEB希望】第6回信濃川水系流域委員会

本文：氏名(ふりがな)、所属、連絡先(電話番号・メールアドレス)

送付先：hrr-232001@mlit.go.jp

- ・傍聴登録時の個人情報については、傍聴者と当方との連絡目的以外には使用致しません。

2. 会場傍聴者(事前登録された方のみ)・報道関係者(事前登録された方のみ)の受付

- ・受付日時 8月9日(火)12時30分～13時00分まで
- ・受付場所 会場入り口付近
- ・当日、検温・消毒の上、受付にてお名前をお知らせください。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事前登録のない方はご入場いただけません。あらかじめご了承ください。
- ・会場まで自家用車でお越しの場合の駐車料金の補助等はいりません。各自でご負担をお願いします。

3. 傍聴・取材に当たっての注意事項

以下の注意事項をご確認いただき、その遵守へのご協力をお願いします。

- ・ 37. 5度以上の発熱、咳など風邪の症状がある場合は会場への入場をお断りします。
- ・ 会場内では必ずマスクの着用をお願いします。
- ・ 本報道発表資料「別紙5」の傍聴規定を遵守いただきます。傍聴規定に違反する行為が確認された場合は退場を命じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 事務局の指定した場所以外での撮影、取材はご遠慮ください。
- ・ 進行の妨げとならないよう、議事に入ってから撮影はご遠慮ください。
- ・ 報道関係者におかれまして、撮影のみの方は撮影後ご退室をお願いします。
- ・ 傍聴室でのPC等の使用は、他の傍聴者の迷惑にならない限り可能です。
- ・ 取材に必要な電源は、各社（各自）にてご用意ください。
- ・ 傍聴室での飲食及び喫煙はご遠慮ください。
- ・ 事故防止の観点から、取材に当たっては節度ある行動をお願いいたします。
- ・ 手荷物・貴重品等の管理は各自にてお願いいたします。
- ・ 部会の円滑な進行のため、係員の誘導、指示に従ってください。

【会場での傍聴を希望される方のうち、FAXで申し込みをされる方は
こちらの様式で送信ください】

※送付票は不要です。

FAX番号 025-370-6796

北陸地方整備局 河川部 河川計画課 有澤・日比野 行き

第6回信濃川水系流域委員会 事前登録書

FAX送付期限：8月8日12時まで

1. 会社名 _____

2. ご氏名 _____
(代表者のみ)

3. 連絡先 電話番号 _____

メールアドレス _____

4. 人数 (代表者を含む) _____ 人

以下、報道関係者の方はご記入ください。

5. テレビカメラの有無 有 無 「有」を選択した場合

_____ 台

信濃川水系流域委員会 傍聴規定

第 1 条（目的）

本規定は、信濃川水系流域委員会公開規定第 3 条に基づき、信濃川水系流域委員会（以下「委員会」という）の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

第 2 条（受付）

事務局は傍聴受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴受付にて申し込みを行うものとする。なお、傍聴許可は受付先着順とし、許可人数は傍聴席の数までとする。

2 受付の開始は、委員会開始予定時刻の 30 分前よりとする。

第 3 条（入室）

傍聴受付で申し込みを完了し、傍聴を許可されたもの（以下「傍聴人」という）の会場への入室は、委員会の開始までとし、委員会の開始後の入室は原則認めない。なお、傍聴人以外の入室は認めない。

第 4 条（委員会の傍聴）

傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ①委員会の撮影、録画をしてはならない。（ただし、冒頭での頭取りを除く）
- ②委員会の録音をしてはならない。
- ③発言、私語、談論等を行ってはならない。
- ④発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- ⑤プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- ⑥ビラ等の配布を行ってはならない。
- ⑦みだりに傍聴席を離れてはならない。
- ⑧携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- ⑨前項までの行為のほか、委員会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

第 5 条（退場等の措置）

委員長は、前条の規定に違反した傍聴人に対しては、退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

第 6 条（その他）

この規定の変更やこの規定に定めのない事項については、委員会で定めるものとする。

附則（施行期日）

本規定は、令和元年 6 月 20 日より施行する。